

離婚事件における子どもの意見表明権

弁護士・社会福祉士
浦崎寛泰 Hiroyasu Urazaki

精神保健福祉士・社会福祉士
佐藤香奈子 Kanako Sato

I 事例編

とある若手弁護士（以下「弁」）が、独立型事務所を経営するベテランのソーシャルワーカー（以下「SW」）に、事件の悩みを相談しました。

❖ 1 子が別居に反対

弁 今日はお時間をいただきありがとうございます。実は、半年近く膠着しているケースがありまして、どう進めたらいいのか分からなくなってしまいました。アドバイスをいただけないかと思ひまして。

SW どんなケースですか。

弁 40代の夫婦の離婚事案で、妻からの相談です。夫にギャンブルや飲酒の浪費癖があり、家の中でも頻繁に酒に酔って大声を出したりするそうです。娘が2人いて、長女が14歳で中学2年生、二女が5歳で保育園に通っています。妻や子どもへの直接的な暴力はないのですが、特に二女は父親を怖がっている状況です。夫に対して浪費や飲酒を控えるように説得しても、聞く耳を持たず、相談者は離婚を希望しています。私としてはまずは子2人と一緒に別居をし、別居後に速やかに離婚調停を申し立てるのがよいと考え、そのように助言しました。それを受けて、相談者も就職活動や転居先の物件探しも

進めていました。

SW 別居の準備を進めていたということですね。何か問題が生じたのでしょうか。

弁 実は長女が別居に強く反対していて、家を出ることができないまま、もう半年も経ってしまっています。

SW 長女さんが反対している理由は何でしょうか。

弁 長女は都立の中高一貫校に通っているのですが、環境が変わることへの不安が強いです。転校は絶対にしたくないと。それから、学校の先生や周囲にも家庭内のトラブルを知られるのが恥ずかしいから相談したくないと言っているそうです。

SW 14歳ですよ。思春期で、友人関係も大切な時期ですし、プライドもある年頃ですね。

弁 そうなんです。相談者としては、飲酒や浪費をする父親の元に長女だけを置いて家を出るのは避けたほうが良いと考えており、はっきり意思表示する14歳の長女のことを無視して別居を決断することもできません。

SW 確かにそうですね。同居したまま調停を申し立てることは難しいのでしょうか。

弁 それも考えたのですが、相談者によれば、調停を起こせば夫が怒って何をするか分からず、最悪、二女を連れて出て行ってしまわないかと心配しています。そのため、同居したままの手続は難しいと判断しています。